

**令和3年第3回  
城里町議会定例会議案書  
追加議案(令和3年9月17日)**

**城 里 町 議 会**

令和3年9月17日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員

加藤木 直

賛成者 城里町議会議員

小 坏 孝

河原井 大 介

三 村 孝 信

藤 咲 芙美子

猿 田 正 純

桜 井 和 子

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第2号）  
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

第1条中 「10,645,927千円」を「10,596,421千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		1,077,739	39,496 <del>49,049</del>	1,117,235 <del>1,126,788</del>
	2. 国庫補助金	447,098	39,496 <del>49,049</del>	486,594 <del>496,147</del>
17. 県出金		582,373	2,745 <del>12,298</del>	585,118 <del>594,671</del>
	2. 県補助金	184,367	2,910 <del>12,463</del>	187,277 <del>196,830</del>
23. 町債		1,200,700	82,832 <del>113,232</del>	1,283,532 <del>1,313,932</del>
	1. 町債	1,200,700	82,832 <del>113,232</del>	1,283,532 <del>1,313,932</del>
歳 入 合 計		10,227,175	369,246 <del>418,752</del>	10,596,421 <del>10,645,927</del>

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		1,394,871	237,917 <del>226,265</del>	1,632,788 <del>1,621,136</del>
	1. 総務管理費	1,122,862	241,073 <del>229,421</del>	1,363,935 <del>1,352,283</del>
3. 民生費		2,552,205	△9,939 <del>41,123</del>	2,542,266 <del>2,593,328</del>
	2. 児童福祉費	841,752	1,688 <del>52,750</del>	843,440 <del>894,502</del>
6. 商工費		389,642	38,170 <del>48,266</del>	427,812 <del>437,908</del>
	1. 商工費	389,642	38,170 <del>48,266</del>	427,812 <del>437,908</del>
歳 出 合 計		10,227,175	369,246 <del>418,752</del>	10,596,421 <del>10,645,927</del>

令和3年度城里町一般会計予算修正に関する説明書  
歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		39,496	1,117,235
	1,077,739	<del>49,049</del>	<del>1,126,788</del>
17. 県支出金		2,745	585,118
	582,373	<del>12,298</del>	<del>594,671</del>
23. 町債		82,832	1,283,532
	1,200,700	<del>113,232</del>	<del>1,313,932</del>
歳入合計	10,227,175	369,246	10,596,421
		<del>418,752</del>	<del>10,645,927</del>

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2. 総務費		237,917	1,632,788				236,282
	1,394,871	<del>226,265</del>	<del>1,621,136</del>	1,635			<del>224,630</del>
3. 民生費		△9,939	2,542,266	2,300	0		△7,580
	2,552,205	<del>41,123</del>	<del>2,593,328</del>	<del>21,406</del>	<del>30,400</del>	59	<del>△10,742</del>
6. 商工費		38,170	427,812				△1,209
	389,642	<del>48,266</del>	<del>437,908</del>	39,379			<del>8,887</del>
歳出合計	10,227,175	369,246	10,596,421	42,241	157,200		
		<del>418,752</del>	<del>10,645,927</del>	<del>61,347</del>	<del>187,600</del>	△56,291	226,096

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金		0	48,548	2. 児童福祉費	0	子ども・子育て支援整備交付金
	48,548	<del>9,553</del>	<del>58,101</del>	補助金	<del>9,553</del>	
計	447,098	39,496	486,594			
		<del>49,049</del>	<del>496,147</del>			

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金		0	85,856	5. 児童福祉費	0	子ども・子育て支援整備交付金
	85,856	<del>9,553</del>	<del>95,409</del>	補助金	<del>9,553</del>	
計	184,367	2,910	187,277			
		<del>12,463</del>	<del>196,830</del>			

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債		101,100	897,700	1. 合併特例事	50,400	合併特例事業債
	796,600	<del>131,500</del>	<del>928,100</del>	業債	<del>80,800</del>	

計	1,200,700	<del>113,232</del> 82,832	<del>1,313,932</del> 1,283,532			
---	-----------	---------------------------	--------------------------------	--	--	--

### 3. 歳出

#### (款) 2. 総務費

#### (項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 財政管理費	91,281	<del>228,600</del> 240,252	<del>319,881</del> 331,533				24. 積立金	<del>228,600</del> 240,252	財政調整基金	
計	1,122,862	<del>229,421</del> 241,073	<del>1,352,283</del> 1,363,935	1,635				<del>227,786</del> 239,438		

#### (款) 3. 民生費

#### (項) 2. 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	351,528	<del>51,062</del> 0	<del>402,590</del> 351,528	<del>20,106</del> 1,000	<del>30,400</del> 0		12. 委託料	<del>1,562</del> 0	財源内訳補正 工事監理委託	
							14. 工事請負費	<del>49,500</del> 0	施設整備工事	
計	841,752	<del>52,750</del> 1,688	<del>894,502</del> 843,440	<del>21,406</del> 2,300	<del>30,400</del> 0			<del>944</del> △612		

## (款) 6. 商工費

## (項) 1. 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4. 観光施設費	148,630	120 <del>10,216</del>	148,750 <del>158,846</del>				120 <del>10,216</del>	12. 委託料	0 <del>10,096</del>	0 <del>8,877</del> 不動産鑑定業務委託 0 <del>1,219</del>
計	389,642	38,170 <del>48,266</del>	427,812 <del>437,908</del>	39,379			△1,209 <del>8,887</del>			

- 議案第 67 号 令和 2 年度城里町一般会計決算認定について
- 議案第 68 号 令和 2 年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第 69 号 令和 2 年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 議案第 70 号 令和 2 年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第 71 号 令和 2 年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第 72 号 令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第 73 号 令和 2 年度城里町水道事業会計決算認定について

以上 7 会計の決算認定について

町執行部より、議案が取り下げられました。



発議第 7号

令和3年9月17日

城里町議会議長  
関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員  
三 村 孝 信  
賛成者 城里町議会議員  
小 塚 孝  
阿久津 則 男  
河原井 大 介  
菌 部 一  
猿 田 正 純  
加藤木 直

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年 9月 日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
文部科学大臣	萩生田光一	様

城里町議会議長 関 誠一郎

発議第 8号

令和3年9月17日

城里町議会議長

関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員  
阿久津 則 男  
賛成者 城里町議会議員  
小 坪 孝  
河原井 大 介  
三 村 孝 信  
菌 部 一  
猿 田 正 純  
加藤木 直

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 9月 日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
内閣官房長官	加藤勝信	様
経済再生担当大臣	西村康稔	様

城里町議会議長 関 誠一郎

発議第 9号

令和3年9月17日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員 阿久津 則 男  
賛同者 城里町議会議員 小 坏 孝  
城里町議会議員 河原井 大 介  
城里町議会議員 三 村 孝 信  
城里町議会議員 蘭 部 一  
城里町議会議員 藤 咲 芙美子  
城里町議会議員 猿 田 正 純  
城里町議会議員 加藤木 直  
城里町議会議員 桜 井 和 子

杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

上記の動議を、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

## 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議

令和3年城里町第3回定例会中の9月15日、杉山清議員の一般質問の冒頭、『同僚議員との誹謗中傷の書込み訴訟の結果、自分は不起訴であり、無罪であった。これに関し、誰からも謝罪を受けていない。こんな城里町議会は恐ろしい議会である。』旨の発言がありました。

この発言に対し、議会運営委員会を開催し、杉山清議員から発言の趣旨を聞いたところ、無罪である発言の取り消しの申し出がありました。

この発言の意図する所を聞き取りしていたところ、突然、今までかたくなに否定してきた誹謗中傷の書込みは自分である事を認めました。

さらに、8年ほど前からあった多くの城里町議会議員への誹謗中傷の書き込みもすべて自分であることを認めたのです。

この自白には非常に驚きました。

城里町政治倫理審査会での証言や、同僚議員との裁判においても、一貫して「タブレットは盗難され、書込みは知らない」と訴えていたものが、突然証言が翻り、杉山清議員自身の書込みであるとの自白がなされたのです。

これを受け、令和3年第3回定例会最終日に議場において恐ろしい議会だと発言した事の謝罪、そして、インターネットへの誹謗中傷の書き込みをしていた事の謝罪をするよう忠言いたしました。

本人は、同僚議員との裁判により心労がたたり、体重の減少、体調不良がある事を訴えていましたが、それは自業自得であり、正体不明の相手から誹謗中傷を受け続ていた者は、それ以上の恐怖と苦しみを感じていたことをまったく理解しておりません。

杉山清議員と特定されなければ書込みは今も続いていた事でしょう。

なによりも、正直に自白し謝罪したとしても、この行為は議会議員として決して許されるものではありません。

杉山議員には、書込みをした議員への謝罪と書込み内容の削除を求めます。

さらに、自ら身を律し、議員辞職すべきと考え、ここに城里町議会として、杉山清議員の議員辞職勧告を決議します。

令和3年9月17日

茨城県東茨城郡城里町議会